

## 第1回 高規格堤防の効率的な整備に関する検討会 議事要旨

平成29年5月18日（木）10:00～12:00

中央合同庁舎3号館 1階 水管理・国土保全局A会議室

### 【方策の検討における配慮事項】

- 高層ビルを建設する時に、ビルの下の階は危険だという自覚ができれば、高層ビルの事業者が、せめて盛土の部分だけでも高規格堤防と調整して河川管理者に施工してもらえないかという考えになるのではないかと。
- スケジュールが不明確だと事業者や住民あるいは周辺の方々が不安になり、結局、関心が薄れたりして事業が進みにくくなるのではないかと。河川管理者が大まかなスケジュールを示すことで、共同事業者等に安心感を与えることが重要。
- 約120kmに絞り込んだ中で、どうやればもう少し早く進められるのかを検討し、そのために何らかの打開策を示すということは良いが、具体的にどういう打開策なのかを明確にすべき。
- 共同事業者のメリットについて川裏法面の敷地の分だけ広がることは示しているが、それ以外についても明らかにすべきではないかと。
- 約120kmの沿川の都市計画審議会の委員や自治体の首長に対し、ゼロメートル地帯等の水害の危険性等について、しっかりと伝えるべきではないかと。

### 【高規格堤防の整備に対する河川管理者の姿勢】

- 高規格堤防の整備について、緊急を要する区間として約120kmに絞り込んだことをしっかり示すべき。
- 河川管理者が前面にでて高規格堤防を強力に進めていくという姿勢を示す必要がある。このため、広報はこれまで以上にしっかり実施すべき。
- 河川管理者がまちづくりと連携して高規格堤防の整備が実施できる可能性があるところを積極的に拾い出し、高規格堤防を進めることを意思表示すべき。

- 共同事業者が手を挙げるのを待つ体制だけでは、整備は進まない。
- 治水安全度をはじめとした安全性は、住環境の根本を為すもので、他の公共事業とは 1 ランク違う。まずは河川管理者が突っ走るくらいの勢いで頑張るべき。
- 暫定的な断面形状の高規格堤防のあり方について、考え方を整理する必要がある。
- 暫定的な断面形状でも効果があるとした上で、どのように進捗を評価するのかということが重要である。

#### 【高規格堤防の予定区域、自治体の将来の計画等】

- 都市計画審議会に諮った上で策定している江戸川区のスーパー堤防整備方針は、高規格堤防とまちづくりが一体となった特殊な例として説明があったが、むしろ正しい例なのではないか。
- 高規格堤防の予定区域を明示するということがどういうことを意味しているのか、また、計画づくりの内容やメリットについて自治体にも分かるように整理していく必要がある。

#### 【土地の取得による高規格堤防の整備】

- 一度移転を玉突きのように実施するためには土地を誰かが所有しないといけない。これを解決する制度ができれば効率的に高規格堤防を進めるにあたってのブレークスルーになるのではないか。例えば、用地を先行的に確保して、10年20年スパンで運用してはどうか。
- 国が土地を買収し、高規格堤防の整備後に売却という仕組みが考えられないか。